

公 告

東部消防署建設工事（管工事一式）について

大隅肝属地区消防組合（以下「組合」という。）が発注する東部消防署建設工事（管工事一式）に関し、下記のとおり公募型指名競争入札に付しますので、大隅肝属地区消防組合契約規則（平成25年規則第2号）第2条の規定に基づき公告する。

令和6年10月4日

大隅肝属地区消防組合
管理者 中西 茂

記

1 入札に付する事項

- | | | |
|-------------|---|----------------------|
| (1) 件 | 名 | 東部消防署建設工事（管工事一式） |
| (2) 内 | 容 | 管工事 |
| (3) 履 行 場 所 | | 鹿屋市串良町下小原 1973-6 他5筆 |
| (4) 履 行 期 限 | | 令和8年3月10日（火） |

2 入札参加資格の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。
- (3) この公告の日から落札決定の日までの間において、本組合及び組合を構成する市町（鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）から指名停止に関する規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 構成市町内（鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）に本店、支店又は営業所を有する事業所で構成市町のいずれかの競争入札参加資格（建設工事等）を有し、2者で構成された特定建設工事共同企業体であり次のアからウの要件を満たす者であること。

ア 結成要件

- (ア) 共同企業体の代表者は、構成員のうち施工能力及び出資比率が最も大きい者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）であること。
- (イ) 共同企業体の構成員の最低出資比率は、均等割りの10分の6以上とすること。
- (ロ) 共同企業体の構成員は、本工事について他の共同企業体の構成員でないこと。

イ 代表者資格要件

- (ア) 令和5・6年度県建設工事入札参加資格者管格付B以上で経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の管総合評定値が800以上の事業者であること。
- (イ) 元請として令和元年度以降に鉄筋コンクリート造等で床面積1,000㎡程度の管工事の完成工事実績（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有すること。
- (ロ) 本工事に、(イ)と同規模の鉄筋コンクリート造等の監理技術者又は主任技術者としての監理実績を有し、直接かつ恒常的な雇用関係にあるもの（入札参加申請書等の

提出期限の日において、連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置できること。

(エ) 建設業法に基づく管工事業について、建設業の許可を受けている者であること。

ウ 代表者以外の資格要件

・構成市町のいずれかの競争入札参加資格(建設工事等)を有し、令和5・6年度県建設工事入札参加資格者管格付B以上の事業者であること。

(5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は、その支店等若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(6) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(7) この契約を的確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。

3 入札参加資格審査の申請の方法及び時期等

(1) 申請の方法

入札参加申請書に必要事項を記入し、所定の期限までに、直接又は郵便により提出するものとする。

(2) 受付期間 令和6年10月4日(金)から令和6年10月21日(月)まで
午前8時30分から午後5時まで

(3) 受付場所

〒893-0015 鹿屋市新川町800番地
大隅肝属地区消防組合 総務課 契約財産係

※郵送の場合は、(2)の提出期限必着とします。

※電話、FAX及びインターネットによる申込みは認めません。

(4) 入札参加に係る指名通知

令和6年10月31日(木)までに入札参加資格確認通知書をメールにより代表構成員へ通知する。

(5) 入札参加資格の有効期限

入札参加資格を取得した日から入札日までとする。

4 設計図書等の閲覧

本工事にかかる設計図書、図面、特記仕様書等の閲覧方法は、次のとおりとする。

(1) 閲覧期間 令和6年10月4日(金)から令和6年11月8日(金)まで

(2) 閲覧場所 大隅肝属地区消防組合総務課

5 質疑応答

本入札に対する質問は、質問書によりメール又はFAXで行うものとする。

(1) 受付場所

前記3の(3)に同じ FAX0994-40-0201 若しくは 0994-40-3878
e-mail : keizai@fd-kimotsuki.jp

(2) 受付及び回答期間

ア 入札参加資格に関すること。

質問受付 令和6年10月24日(木) 午後3時まで

質問回答 令和6年10月30日(水)

イ 仕様書等に関すること。

アと同じ

回答については、組合のホームページにおいて掲載する。上記日程は、最終回答期限を示します。

6 入札の日時及び場所 令和6年11月11日(月) 午前11時00分から 鹿屋市新川町800番地 大隅肝属地区消防組合 多目的研修棟(2階)

※入札を辞退する場合は、入札日の前日まで(必着)に入札辞退届を直接又は郵送にて提出すること。

7 入札保証金

入札保証金は、大隅肝属地区消防組合契約規則第6条第3号の規定により免除する。

8 最低制限価格

有

9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札金額以外の記載事項が押印を付さずに加除訂正されている入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

(6) 入札者が1人の場合の入札

(7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

10 入札記載金額

入札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 落札者の決定

最低制限価格及び予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

12 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、大隅肝属地区消防組合契約規則第35条各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

13 契約書の案の提出

落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に仮契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。なお、期間が経過した場合は、落札者が契約の締結をしない旨を申し出たものとみなす。

14 代理入札

代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。

15 異議申立て等の禁止

入札参加者又はその代理人は、落札者決定後、公告文、仕様書、契約書（案）等についての不明確を理由として異議申立てを行うことはできません。

16 その他

入札参加者は、本公告、仕様書等を熟読の上、入札をしなければならない。

【問合せ先】 大隅肝属地区消防組合 総務課 契約財産係 （電話）0994-52-1191